

岩手県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定に基づき、県道の路線を次のとおり認定した。

平成28年4月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

主要地方道以外の県道

整理番号（路線番号）	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
302	前沢北上線	奥州市前沢区	胆沢郡金ヶ崎町
		北上市	

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに県南広域振興局土木部及び土木部北上土木センターに備えておいて縦覧に供する。